

## 愛川町生ごみ処理器等購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化及び資源化対策の一環として、一般家庭から排出される生ごみを堆肥化又は減容化する生ごみ処理容器等を自ら使用する目的で購入し設置する者に対し、その費用の一部を補助することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和54年愛川町規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、生ごみ処理容器等（以下「処理器等」という。）とは、次に定めるもので、当該処理器等が購入時において使用されたことのないものをいう。

#### (1) 堆肥式処理器

一般家庭から排出される生ごみを、土中等の微生物の活動を利用して分解し、減容又は堆肥化する処理器で、次に掲げる基準を満たすものをいう。

ア 有効容量が70リットル以上のもの

イ 材質が耐水性及び耐久性を備えているもの

ウ 臭気等の発散及び雨水等の流入を防ぐための蓋を備えているもの

#### (2) 密閉式処理容器

一般家庭から排出される生ごみを、EMぼかし菌等（生ごみ発酵剤）を利用して、発酵・分解させ減量化する処理容器で、次に掲げる基準を満たすものをいう。

ア 有効容量が10リットル以上のもの

イ 密閉できる蓋のついたもの

ウ 材質が耐水性及び耐久性を備えているもの

#### (3) 愛川キエーロ

一般家庭から排出される生ごみを、土、風、太陽光等の自然力を利用して分解し、消滅又は堆肥化する処理器で、次に掲げる基準を満たすものをいう。

ア 愛川産木材が使用されており、愛川町森林組合が製造・販売（黒土、移植ごてセットを含む。）したもの

イ サイズ

(ア) 直置きタイプ

概ね横幅110センチメートル、奥行60センチメートル、高さ65センチメートルのもの

(イ) ベランダタイプ

概ね横幅90センチメートル、奥行45センチメートル、高さ85センチメートルのもの

(ウ) ベランダミニタイプ

概ね横幅70センチメートル、奥行45センチメートル、高さ85センチメートルのもの

(補助の対象)

第3条 町長は、次に掲げる要件を満たす者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 町内に住所を有し、現に居住している者。ただし、事業用に使用する目的で購入する者を除く。
- (2) 自己の責任において処理器等を自らの所有地又は所有地に準ずるところに設置し、継続して適切に維持管理することができる者
- (3) 家庭から排出される生ごみの処理のためにこれを活用し、ごみの減量化及び資源化に積極的に努めようとする者
- (4) 処理器等により生成される堆肥等を有効に活用し、適正に処理することができる者
- (5) 町税（国民健康保険税を含む。）の滞納がない者

2 前項の規定により交付する補助金の交付対象となる処理器等は、1世帯につき2基までとする。ただし、当該処理器等購入後5年を経過しての買い換え、又は処理器等の紛失若しくは破損（故意を除く。）した場合は、この限りでない。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、処理器等の購入金額（消費税を含む。）の10分の9とする。ただし、限度額については、次に掲げる金額とする。

- (1) 堆肥式処理器 1基につき4,500円
- (2) 密閉式処理容器 1基につき2,700円
- (3) 愛川キエーロ 1基につき24,100円

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上

げるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、生ごみ処理器等購入費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第2条第1項第3号の規定に基づく愛川キューロに係る補助金の交付を受けようとする者で、補助金額を差し引いた自己負担額の支払いをもって購入する場合(以下「事前補助申請」という。)は、生ごみ処理器等購入費補助金交付申請書兼委任状(第2号様式)に次の第2号及び第3号に掲げる書類を添付して行わなければならない。この場合において、申請者は、愛川町森林組合(以下「森林組合」という。)を代理人として、購入費補助金に係る代理受領についての一切の権限を委任するものとする。

- (1) 当該処理器等購入の領収書又はそれに準ずる書類
- (2) 町税納入状況確認同意書
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助金の交付を受けようとする処理器等を購入した日から1年以内に行わなければならない。ただし、事前補助申請はこの限りでない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、規則第5条の規定による補助金の交付を行うことを決定したときは、生ごみ処理器等購入費補助金交付決定通知書(第3号様式)により、交付を行わないことを決定したときは、生ごみ処理器等購入費補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、事前補助申請の交付を決定したときは、前項の交付決定通知とあわせて、愛川キューロ購入引換券(第5号様式)を補助金の交付の決定を受けた者(以下「事前補助申請交付決定者」という。)に交付するものとする。

(引換券の提出等)

第7条 事前補助申請交付決定者は、購入する森林組合に対し、愛川キューロ購入引換券(以下「引換券」という。)を発行日から起算して30日以内に提出しなければならない。

2 前項の規定により、事前補助申請交付決定者から引換券の提出を受けた森林組合は、速やかに事前補助申請交付決定者に納入しなければならない。

3 事前補助申請交付決定者は、前項の規定による納入を受けたときは、引換券に署名または押

印するものとする。

(交付の請求)

第8条 第6条の規定により、生ごみ処理器等購入費補助金交付決定通知を受けた申請者は、生ごみ処理器等購入費補助金交付請求書(第6号様式)を町長に提出して、補助金の交付を請求するものとする。ただし、事前補助申請にあつては、森林組合は、愛川キエーロ設置後、町長に対し事前補助申請交付決定者に代わり補助金の交付請求をするものとする。この場合において、森林組合は、事前補助申請交付決定者から受領した引換券を生ごみ処理器等(愛川キエーロ事前補助申請)購入費補助金交付請求書(第7号様式)に添付するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

(設置者の義務)

第9条 補助金の交付を受け、処理器等を設置した者は、当該処理器等を適正に維持管理するとともに、生ごみを減容化又は堆肥化し、自己処理を心がけなければならない。

2 規則第10条の規定による実績報告を求められたときは、生ごみ処理器等購入費補助金実績報告書(第8号様式)により、報告しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 愛川町生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱(平成12年9月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。